

建設汚泥の再生利用に当たっての基本的な考え方

リサイクルの課題

再資源化等の停滞

- ・現場内利用や工事間利用が進んでいない。
- ・建設工事現場から直接最終処分される量が依然として多い。
- ・再資源化等率が目標に達してない。

中間処理施設の偏在

- ・中間処理施設が少なく偏在している。

再生利用の低迷

- ・再生品の品質が不明確である。
- ・建設汚泥の再生品を優先的に利用するルールがない。
- ・再生品は品質同等の他の資材と比較して価格が高い。
- ・既存の再利用制度の手続きには煩雑かつ不明確な点がある。
- ・リサイクルに対する意識が低い。

最終処分場の残余容量の逼迫

- ・建設廃棄物の中で最終処分量が最も多い。
- ・産業廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している。

不適正処理

- ・不適正処理されることがある。

再生利用に当たっての基本的考え方

1. 発生抑制の徹底

設計・施工方法の工夫により発生抑制に努める。

2. 再生利用の推進

現場内利用・工事間利用の推進

自ら利用、個別指定制度等の活用により、現場内利用・工事間利用を推進する。

市販品利用の推進

市販品の製造者はコストの低減を図るとともに、公共工事を中心に市販品の利用を推進する。

リサイクルの原則化

国土交通省の直轄工事については、リサイクルを原則化する。(工事間利用、市販品購入)

3. 適正処理の推進

リサイクル出来ない場合は適正に処分する。また、建設汚泥の不適正処理を未然に防止する。

4. 関係者の役割の徹底

リサイクルを推進するにあたり、関係者の役割を徹底する。

具体的方策の方向性

利用用途別品質基準の策定

「自ら利用」や工事間利用、及び市販品の購入を進めるため、利用用途別の品質基準を策定する。

手続きの簡素化・明確化

「自ら利用」や「個別指定制度」等の既存の再生利用制度について手続きを簡素化・明確化する。

公共工事での利用拡大

リサイクル原則化ルール等の適用等により公共工事での利用を拡大する。

不適正処理の防止

適正な処理業者の選定、適正な契約の徹底、建設汚泥の処理フローの把握、廃棄物処理法の遵守の徹底等により不適正処理を未然に防止する。

関係者の役割の徹底

関係者の連携強化やリサイクル意識の向上を通じて、関係者が担うべき役割を徹底する。